論 文

スクールソーシャルワークに求められる専門性に関する一考察

Consideration on Speciality for the School Social Work

内 田 充 範 Mitsunori UCHIDA

I. はじめに

2008年度、文部科学省は、「スクールソーシャルワーカー(以下「SSWr」という)活用事業」¹⁾ 実施のために、1,538百万円を予算措置した。文部科学省はこれまで、児童・生徒の心の問題の支援として、「スクールカウンセラー(以下「SCr」という)事業」を展開し、それらの問題解決に一定の効果をあげている。今回さらに、「SSWr活用事業」を追加したのは、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の問題行動等の解決のためには、SCr事業とともに、児童・生徒が置かれている社会環境である家庭・友人・地域・経済状況等に働きかけを行い、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察等の関係機関をつなぐコーディネーター的機能を果たす専門職の必要性が認識されたことによる。

この「SSWr活用事業」の実施に関して、日本スクールソーシャルワーク協会副会長である半羽は、「長年スクールソーシャルワークの必要性を訴え続けてきた者として、この大飛躍に喜びを感じずにはいられない。しかし、手放しで喜ぶこともできないでいる。今のままでは、"スクールソーシャルワーク"という名だけが先行し、実態の伴わない活動が全国的に広がってしまうのではないかという懸念があるからである」(山下、内田、半羽編2008:1)と述べている。

つまり、このSSWrは、教育分野に関する知識 に加えて、社会福祉等の専門的知識や援助技術を 用いて、問題を抱えた児童・生徒に対して、児童・ 生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との ネットワークの構築により課題解決を図っていくものであり、その実践はソーシャルワークそのものである。このため、日本社会福祉士会は、文部科学省に対して、このSSWrに社会福祉士の採用推進を要望するとともに、スクールソーシャルワーク(以下「SSW」という)を担うための研修会を開催し、学校現場で実践できる人材育成を開始している。

本稿は、山口県において、2008年度からSSWr として活躍している独立型社会福祉士事務所の社 会福祉士岩金俊充の業務実践を通してSSWにお ける専門性を明らかにするとともに、SSWが学 校現場に定着していくための課題を提示するもの である。まず、第1章では、社会福祉士岩金の職 歴をたどりながらSSWrへの道程について述べ る。第2章においては、岩金による山口県におけ るSSW実践から見えてきた子どもたちを取り巻 く環境の問題点と学校・関係機関との連携の状況 について述べる。さらに、第3章において、岩金 のSSW実践を日本スクールソーシャルワーク協 会の示しているSSW実践の基本的な姿勢及び SSWに関する先行研究と比較しながら、SSWに 求められる専門性を検証するとともに今後の課題 を明らかにする。

Ⅱ. インタビュー調査

1. 調査方法

2009年8月20日、9月1日の2日間、山口県セミナーパーク内に設置されている「やまぐち総合教育支援センター」の会議室にて、およそ1時間

にわたりインタビュー調査を行った。今回、本研究の対象者として岩金を選定した理由は、「SSWr活用事業」が2008年度から全国的に実施され、山口県においても事業開始時からSSWrとして実践を重ねていることと、筆者がSSWの重要な課題のひとつとして考えている資格要件に関して、教員免許と社会福祉士資格を所持しており、教育現場と福祉現場の両方での実戦経験を有しているということがあげられる。つまり、SSWrに求められる「教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的知識や援助技術を用いて」問題解決を図っていくという機能に合致している実践者であると考えたからである。

(1) 対象者のプロフィール

岩金は、大学の美術学科彫刻専攻を卒業後、陶芸工房で半年間アルバイトをした後、中学校の臨時採用の美術科教員としてトータルで4年3ヶ月勤務した。その後、知的障害者授産施設の指導員として、約7年間勤務した後、2008年1月から独立型社会福祉士事務所を開設した。独立型社会福祉士をして、山口県社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ山口」に所属して成年後見人等の業務に従事していたところ、山口県社会福祉士会の推薦を受けて、同年4月からSSWrとなり、現在、週4日10時から17時まで嘱託職員として勤務している。

(2) インタビュー項目

インタビュー項目として、「SSWrへの道程としての職歴」、「SSWrとしての実践」、「自身の職歴とSSW実践との関連性」を設定し、対象者には事前に伝えておいた。これらのインタビュー項目を設定した理由は以下のとおりである。

まず、「SSWrへの道程としての職歴」については、対象者の選定理由でも述べたように、SSWrには教育分野に関する知識と社会福祉等の専門知識や援助技術の両方が必要とされているが、対象者の職歴をふりかえることにより、どのようにして必要とされる知識および技術を修得したかということを明らかにするために設定した。

次に、「SSWrとしての実践」に関しては、「SSW

活用事業」自体が2008年度から全国的に本格導入されたものであり、山口県においても2年目という状況にある。山口県の実施状況を知る意味も含めて、これまでの実践をふりかえってもらうために設定した。

さらに、「自身の職歴とSSW実践との関連性」 に関しては、対象者の職歴が、実際にどのように SSWに生かされているのかを明らかにするため に設定したものである。

これらのインタビュー項目を中心に置きながら、関連する内容について自由に語ってもらうという半構造化インタビューのスタイルで実施した。

2. インタビュー概要

(1)美術科教員時代

岩金は、大学の美術学科彫刻専攻を卒業後、金属彫刻工房で半年間アルバイトをした後、中学校の臨時採用の美術科教員となりトータルで4年3ヶ月間教鞭をとった。授業スタイルは、テーマを設定した上で、自由な発想で作品作りを行うというものであった。当時は、発達障害児に対して理解が乏しく、厳しく指導する教員がいる中、岩金は、その子らには美術という授業は向いているのではと感じており、製作がテーマから外れることがあっても叱ることなく、自由に興味・関心のあることをさせていた。

しかし、配属された中学校の中には、授業の初日に、生徒からつかみかかられ投げ飛ばされるなど、いわゆる問題校もあった。ある時、生徒が、突然家の前で大声を出し、何事かと思って出てみると「牛乳を飲ませる」と言うため、牛乳を飲ませて帰らせたこともあった。今思えば、これらの生徒たちの行動は、寂しさから新任教員であった自分にコミュニケーションを求めていたのだろうと思うが、当時は、そんな生徒たちの思いを察することもできず、問題生徒との関わりを避けたいと考えていた。

また、学校全体が荒れており、時には校内暴力²⁾ でパトカーの出動が要請されることもあった。高

校時代、生徒会副会長として、暴力的な教員に対して抗議文を貼り出したり、厳しすぎる校則に対して改則要求をしたりするなど、権力に対してあくまでも意見表明という形で対抗していたという自身の経験から、このような現実を目の当たりにして、荒廃した学校現場の実態に大きなショックを受けた。

さらに、美術科教員時代に、2人の生徒が連鎖的に自殺した。自殺後、そのうちのひとりの生徒の作品を見た臨床心理士から発作的な自殺ではなく、以前から自殺を計画していたのだろうという所見を聞かされた。このような自殺前の予兆に対して何ら対応できなかった自分に無力感を感じるなど、当時は、教員としての仕事にやりがいや喜びを見出すことができなかった。

(2) 知的障害者授產施設指導員時代

その後、結婚を機に安定した職業に就くべく正 規職員を募集していた知的障害者授産施設の採用 試験を受け、指導員として勤務することとなった。 岩金は、美術科教員時代の発達障害のある生徒と のかかわりの中から、知的障害者の支援にも美術 が効果的ではないかと感じていた。当時、授産施 設における陶芸品は、既存の鋳型に土を入れて製 品にするため、施設が違っても製品は同じという 状況であった。岩金は、陶芸品の型から作ること を提案し、オリジナルデザインを考えるなどの工 夫を凝らした。しかし、日中は、施設が受託した 清掃作業や草刈作業などにおわれ、それらの業務 の多くは業務終了後に行わなければならなかっ た。

また、施設内では、何事も一斉に行うというルールがあった。食事に関しても手洗い等をして食卓に着くまで、一人一人相当の時間差があり、早くから準備ができている者も全員がそろうのを待たなければならず、食事が冷めてしまっていた。その他にも、施設内の処遇に関して利用者の尊厳が守られているのか疑問に思われることが多々あった。

施設職員となった2年目、教員免許しか持たない自身の将来を考えて、取得できる資格に社会福

社士があることを知り、通信教育課程を受講することとした。受講していくうちに、知的障害者の権利擁護について考えるようになり、資格取得後、すぐに日本社会福祉士会会員となり、成年後見人養成研修³⁾を修了し、家庭裁判所からの要請による成年後見人の受託を始めた。この頃から、一施設職員の立場では、様々なしがらみから、判断能力に問題のある人々の権利を守ることに限界を感じるようになっており、成年後見人受託業務で生計を立てている独立型社会福祉士を知り、知的障害者授産施設を退職し、2008年1月1日より独立型社会福祉士事務所を開設した。

(3)独立型社会福祉士事務所開設からSSW受託

独立型社会福祉士事務所を開設したものの、社会福祉士としての業務だけでは十分な収入を得ることはできず、3ヶ月で貯金を使い果たしてしまった。この時点では、成年後見人の受託件数は2件のみで、対象者は、精神疾患および重度心身障害のために入所・入院をくり返している者、認知症等のために経済的虐待を受けていた者であった。現在も成年後見人として、遺産分割、不動産処分等に立会い、被成年後見人の利益のために関係者等との調整役を担っている。

ちょうどこの頃、山口県は、文部科学省の提示した「SSWr活用事業」を実施するための人材の推薦を山口県社会福祉士会へ要請していた。山口県社会福祉士会は、岩金に白羽の矢を立て2008年4月より、SSWrに就任することとなった。

最初は、会からの推薦を断ろうと考えたが、中学校の美術科教員から知的障害者授産施設の職員となり、社会福祉士資格を取得し成年後見人を受託する独立型社会福祉士となった自身の職歴を振り返ってみると、決して目指したわけではないが、SSWrとなるべきレールの上を歩んできたようで、「神様に導かれているようだ」とも思えるようになった。次章以降に述べるように、まだ、多くの課題を抱え、十分な実践ができていないことに悩みながらもSSWrとして日々奮闘している。そして、家族や友人から「SSWrとして働く姿が

生き生きとしている」と言われるように、自身は SSWrを天職と考えている。

Ⅲ. 山口県におけるSSW実践

1. SSWrとしての活動内容

2008年度の山口県⁴⁾ におけるSSW事業は、社会福祉士である岩金のほか、臨床心理士2人、精神保健福祉士1人による4人体制⁵⁾ であったが、岩金以外はカウンセリング業務を担い、SSW事業は実質としては1人体制でスタートした。形態はセンターからの派遣方式であり、やまぐち総合教育支援センター内の「子どもと親のサポートセンター(以下「センター」)という」に配置され、各市町の学校や教育委員会からの要請に基づき活動している。

まず、学校や関係機関などへ一次アセスメントを行い、必要に応じて関係専門職等への二次アセスメントを行った後、ケース会議開催の支援と参加などを行う。その後、ケース会議の内容をもとに策定された支援計画に基づいて、関係機関の支援の進捗状況の確認・調整や情報収集を行う。また、ケースによっては、学校での当事者との面接や家庭訪問、生活保護や手帳申請等の各種制度利用の手続きの支援、そのための関係機関への同行などの直接的な支援も行っている。

2008年度、岩金はSSWrとして21ケースを担当した。内訳は、小学校12、中学校6、高校2、保育園1となっており、これら担当ケースに関する連携ケース会議を23回開催している。支援状況としては、問題解決8、支援中13で、支援中の約半数の6ケースにおいても問題解決に向けて状況は好転している。次に、支援開始時の問題は、被虐待12、不登校10、発達障害6、対人暴力5、家庭内暴力4、器物破損3、精神疾患2、自殺行為1、その他8となっており、1ケースが複数の問題を抱えていることが多い。また、保護者・家庭の状況としては、一人親世帯が11と多く、世帯が困窮状況にあるものやDVが疑われるもののほかに、保護者が精神疾患を抱えていたというケースも11あった。また、このような直接のソーシャルワー

ク業務ではないが、センター内の研究教育主事等 とともに出張し、県内の市町教育委員会や各圏域 の学校等にて教職員等への研修活動も行った。

2. 実践から見えてきた子どもたちを取り巻く環境

不登校等への対応として保護者と話をしていく 過程で、世帯の様々な状況が明らかになってくる。 学校の教員は不登校である子どもに対して指導的 視点に立ってしまいがちで、なかなか家庭に入り 込めない。一方で保護者の立場からは、学校には 子どもが通い続けるため、経済的困窮や家庭内の 事情など本音が言えないという状況が生じてい る。このような状況の中、学校とは違った立場で 子どもの状況を聞き出していくうちに、経済的困 窮が明らかになり、生活保護申請につなげた事例 がある。また、何度か訪問しているうちに、保護 者が知的障害者で、知人から搾取を受けているこ とが判明し、保護者を社会福祉協議会の日常生活 自立支援事業の活用につなげることによって、世 帯の生活が安定した事例もある。さらに、この事 例においては、ケース会議にて、近い将来親と子 の力関係の逆転による家庭内暴力が予想されると 考え、防止策として保護者の療育手帳取得や障害 者自立支援法の福祉サービス利用支援を行ったこ とで、家事が滞ることを未然に防止し、親に知的 障害があることを明らかにすることができ、子ど もがそのことを受け入れて親子関係も変化して いった。

学校からの働きかけを全く受け入れてくれないケースについても、親へのアセスメントの結果、親が子どもの実態を知ることによって、子どもに対する見方、接し方が変わった。一方で、ネグレクトが疑われる保護者と面接していくうちに、保護者が精神疾患を患っていることが判明し、保護者の治療が開始されたことによって好転した事例もある。このように、今後も、学校内だけでなく、子どもたちを取り巻く家庭や環境に注目して、問題発生の要因を明らかにしていくことによって児童・生徒の学校生活を改善していかなければなら

ないと考えている。

3. 学校・関係機関との連携

学校現場における教員と他職種との連携に関し て、原田は、2001年度以降3年連続の不登校児童 の減少要因をSCrの配置によるカウンセリング効 果そのものよりも「他職種が入ってきたことによ り、教師集団の姿勢が変わったのであろう|(原 田2006:34) と述べている。岩金は、学校内ケー スカンファレンスに、SSWrとして中立的な立場 で参加し、発言している。対象生徒のおかれてい る環境をジェノグラムやエコマップで示すこと で、隠れた事実や親族の関係性の良し悪しなどが 見えてくる。これまでの学校現場での記録は文章 によるものが多く、図式化したほうが分かりやす いことも多々ある。コンサルテーション的な立場 として、教員研修などを担当する場合にもジェノ グラムやエコマップを使っており、矢印の方向や 強弱から隠れた問題を認識でき、教職員から「目 からうろこしという感想を聞いている。この言葉 は、原田の述べている教師集団の変化そのもので あると言える。

さらに、金澤は、学校現場における問題のとら え方に関して、「本来、必要なことは、学校問題 と生活状況とがどのように結びつき、あるいは結 びつかないのかを見極め、心理的な援助を必要と している方に援助を提供するということである| と定義し、「SSWrとSCrのそれぞれの専門性を明 確にしたうえで、教職員や関係機関との『協働の あり方』をともに構築していかなければならない」 (金澤2007:75) と述べている。この教職員や関 係機関との協働に関して、岩金は、センター内に おける相談業務において、臨床心理士と事前に役 割分担を確認しておくことによって、保護者との 面接場面で、学校に対する警戒感を持たずに家庭 での生活状況を把握することができるなどの効果 を挙げている。また、派遣先の養護教諭の中には、 児童・生徒の健康面等の関わりから様々な情報を 得て、両親の夫婦問題や経済的困窮状況など家庭 内の状況を知っているという事例もあり、養護教 論との情報共有によって、初対面の保護者との面接に役立てている。一方で、保育園からの引継ぎ事項にこだわるあまり、児童に対して先入観を持った関わり方が行われていたが、実際に保護者と面接を重ねていく中で、保育園からの引継ぎ事項の誤解が解け、親の状況が明らかになると学校の支援方針も変わって問題解決へつながった事例もある。また、片付けのできない母子世帯の転居をNPO事業者に依頼し、教員とともに片付けるなど、学校が本気で児童・生徒の立場に立って、それぞれができることを認識した上で協働の取り組みを行うことが効果をあげている。さらに、保護者が精神疾患である事例に関しては、精神保健福祉士、精神科医、保健師等との連携も視野に入れていく必要があると感じている。

IV. SSWに求められる専門性と課題

1. SSWに求められる専門性

日本スクールソーシャルワーク協会会長の山下 は、「ソーシャルワーク実践において倫理綱領は あらゆる領域における活動の基盤となるものであ り、どのような実践理論も倫理綱領から逸脱して 存在しえないと言える。そういった意味で、まだ ソーシャルワーク実践の領域の萌芽段階にしかな いスクールソーシャルワークにおいても、倫理綱 領を意識した活動が重要であることはいうまでも ない | (山下2006: 6) としたうえで、日本スクー ルソーシャルワーク協会のSSW実践における基 本的姿勢として、1)子どもの利益を最優先する 2) ひとりひとりの子どもの価値を尊重する、3) 子どもをはじめとして他者との関係は対等であり パートナーとして関わる、4)問題より可能性に 焦点を当てる、5) 常に子供を取り巻く環境を視 野に入れてそれらの間にあって調整や仲介・連携 役を担うということを挙げている。よって、これ らの5点をSSWに求められる専門性として、 岩金のSSW実践及びSSWrとしての考え方を検証 する。

第1点目の「子どもの利益を最優先する」に関しては、SSW事業の実践者として社会福祉士で

ある自身に課せられた期待と責任は大きく、社会福祉士としての倫理綱領を基盤として、常に、「本当に子どものためになっているのだろうか」、「自分の支援は適正であるか」と自問自答しながら、「子どもの最善の利益」を実現するために支援していきたいと考えているとのことである。

第2点目の「ひとりひとりの子どもの価値を尊重する」に関しては、教員経験からの生徒へのかかわり方と知的障害者授産施設時代の利用者との関わりに基づいた援助姿勢が築かれている。中学校の美術科教員時代は、決して、生徒との関わりに積極的ではなかったが、一方的に指導するということなく生徒の意思を尊重した授業方針で取り組んでおり、今では、ひとりひとりの児童・生徒の気持ちになって課題解決を考えるという関わり方に現れている。

第3点目の「子どもをはじめとして、他者との 関係は対等であり、パートナーとして関わる」に 関しては、片付けのできない保護者の家の片づけ を教員とともに行うなど、単に問題解決を急ぐの ではなく、子どもはもちろんのこと家族とも対等 で良好な関係を築くことを念頭に置いて支援を 行っている。

第4点目の「問題より可能性に焦点をあてる」に関しては、美術科教員時代、授業の進め方としてテーマを設定した上で、自由な発想で作品作りを行うことを基本としていたように、SSW実践においても問題を抱えた子どもたちや保護者が持っている力を十分発揮できるような支援を心がけている。

第5点目の「常に子供を取り巻く環境を視野に入れてそれらの間にあって調整や仲介、連携役を担う」ということに関しては、社会福祉士としての社会福祉諸制度に関する知識に加えて、臨時採用ではあったが、4年余りの中学校の美術科教員経験からの教育現場に関する知識が役立っている。まず、初対面の教員とも岩金が教員免許を持っているということで、スムーズにコミュニケーションを図ることができる。また、学校内会議の流れや公務分掌などと言う学校用語が理解できる

ため、面接やカンファレンスの最中に、初歩的な質問をしないですむというメリットもある。このため、教員と無駄な対立をすることもなく、子どもたちの問題解決に向けて、学校とともに取り組むことができている。

このように、岩金自身が「決して目指したわけではないが、SSWrとなるべきレールの上を歩んできたようだ」と述べているように、学校と福祉との両方の現場での経験に加えて、社会福祉士資格取得のための通信講座での知識の習得やその後の成年後見業務などが、SSWに求められる専門性の形成に存分に生かされていると言える。

2. SSWの今後の課題~配置型か派遣型か~

岩金は、センターへ相談に来る保護者のほとんどは学校からの勧めであり、学校が問題を認識できていないために問題を抱えていても相談に来られていない人も多数いるのではないかと考えている。

また、学校現場からは、センターからの派遣方式のために、「頼みにくい」、「真に必要なときに連絡が取れない」、「もっと回数を増やして欲しい」などの意見がある。このため、依頼があった時点では、問題が重度化しており、結果的に対症的な支援になっている傾向がある。このSSWr方式に関して、西野が配置型SSWrの有効性3点のひとつとして、「SSWrが、学校に存在することにより、予防的関わりが可能になり、早期発見・早期対応ができること」(西野2009:38)をあげているように、配置型であれば、問題が重度化する前の対応が可能になるであろう。

実際に、朝食を食べてこない生徒に面接すると、 夫婦間の不和などから、深夜まで言い争いが絶え ず、結果的に、朝ぎりぎりに起こされ、そのまま 登校しているという家庭状況が明らかになったと いう事例もある。学校に配置されていれば、英国 の学校で実践されている朝食を食べないで登校す る子どもたちに、学校で朝食を提供する⁶⁾という 取り組みの提案も可能かもしれない。このような 早期介入や予防に関連して、半羽も「普段から学 校や子どもたちの様子に目配りできる環境になければ達成できない」(半羽2006:17)として、SSWrの学校配置を有益な要素であると述べている。

その一方で、学校配置で校長の指揮監督下にな ると、真の意味で児童・生徒の側に立てるかとい うジレンマを抱えてしまうという弊害も予想され る。ジレンマに関して、沖田は、ケアマネジャー の所属する組織との葛藤として、「雇用機関が、 組織として経営の効率化と利益を追求する側面を もつかぎり、利用者の利益を確保し代弁する義務 と組織の目標を両立させることがむずかしい局面 があるということは想像に難くない」(沖田 2002:88) と述べている。SSWに関しては、利 益追求という観点はないものの組織の掲げる価値 観や方針と自身の価値観との板ばさみの中で、ど れだけ利用者の立場に立つことができるかという ジレンマは同様と思われる。しかし、日本スクー ルソーシャルワーク協会は、会員がSSW活動を 行うにあたって、「校長の指揮監督下」という文 言を削除してもらっているとのことであり、山下 は、「学校・組織にとって都合のいいSSWrでは なく、子どもの最善の利益のためのSSWrでなけ ればならない」と述べている。7)つまり、学校配 置となってもあくまでも、子どもの利益を最優先 するという基本姿勢を貫く覚悟が求められている と言えよう。

また、センターは、山口県のほぼ中央に位置しているが、遠方校からの依頼の場合、車で片道2時間程度かかることもあり、現在の1センターでは、機動力に欠けるため、圏域ごとに複数のSSWrを配置する必要がある。このことにより、学校からの依頼に速やかに対応することが可能となる。文部科学省は、SSWr活用事業を実施するにあたっての趣旨の中で、「SSWrの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、SSWrに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する」ことを提案している。しかし、山口県のように、2008年度からSSW事

業を開始し、SWWrの人材発掘に苦慮している現状においては、SSWrとしての実践経験に裏付けられたスーパービジョンを行える人材を確保することは、さらに困難を極めると言える。このような状況の中、複数のSSWr配置には、SSWr同士で、互いの業務実践を検証しあうというピアスーパービジョン効果も考えられる。

3. SSWの今後の課題~資格要件と人材養成~

山口県のSSWrの採用条件は、社会福祉士や精 神保健福祉士等の資格を有する者のほかに、教育 と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有 するとともに、過去に教育や福祉の分野において、 活動経験の実績等がある者とされている。学校 ソーシャルワーク研究特集号(2009年6月号)⁸⁾ に寄稿された34都道府県・自治体のSSWrの資格 状況は、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、退 職教員、養護教諭、臨床心理士、看護師、幼稚園 教諭、保育士などとなっている。この資格に関し ては、兵庫県、福岡県では、全員が社会福祉士又 は精神保健福祉士資格を有している。また、熊本 県のように、「精神保健福祉士又は社会福祉士の 国家資格を有し、3年以上のソーシャルワーカー としての職務経験を有する者」という資格要件を 定めている自治体がある一方で、特に資格を持た ないSSWrも多数存在している。

さらに、採用時の資格要件ではないが、岩金のように、社会福祉士と教員免許(教職経験)を併せ持ったSSWrもいる。門田が、福岡県の取り組み状況の中で、「SSWrとして新規に採用された社会福祉士及び精神保健福祉士の大半は学校に関わるのが初めてである」(門田2009:47-48)と述べているように、教職経験から、学校現場に関する知識を備えていることは、SSW業務において非常に有用である。しかし、このような両資格を有している人材は稀であり、今後は、社会福祉士及び精神保健福祉士養成過程に加えて、SSWr養成カリキュラムを編成し、SSWrとして求められる学校現場に関する知識の修得を含めた体系的な教育を推し進める必要がある。このことに関して、

社団法人日本社会福祉士養成校協会は、「スクール(学校)ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究〈報告書〉」において、SSWr養成のための推奨カリキュラムと養成過程を提示している。すでにSSW論を設置している社会福祉士養成施設は2008年3月時点で15校あり、今後は、上記報告書の内容をふまえてより充実したカリキュラムが編成されるとともに、新たに、SSWに関する講座を開講する養成校の増加も予想されている。

また、一方で、山下は、SSWrの資格を社会福 祉士及び精神保健福祉士に限定することは教職者 の排除につながるのではないかという課題も提起 している。⁹⁾ 山口県のある福祉事務所では、生活 保護自立支援プログラム100として、児童のいる 世帯の育児、教育面の不安解消をきっかけとして 生活全般にわたる支援を行い、就労の基盤を整備 するという「就学生活支援員を活用した就労支援 プログラム」に取り組んでいる。この就学生活支 援員には、教員経験のある社会福祉主事が採用さ れており、生活保護世帯に限定した支援ではある が、SSW的な実践を展開している。このように、 すでに、SSWrとしての実践を行っている者には、 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員 などの資格をベースとしたうえで、講習会等を受 講することによって認定資格を得る仕組みが考え られる。さらに、資格取得後のSSWrとしての資 質向上のためには、継続的な現任者研修も必要と なるであろう。

Ⅴ. おわりに

筆者は、勤務校において、2009年度から「ソーシャルワーク論Ⅱ」を担当することとなった。ソーシャルワークに関する理解を深めたいという思いから参加した日本社会福祉学会中国・四国部会第41回大会において、山下の「日本におけるスクールソーシャルワークの展望」と題した基調講演を聴き、山下のSSW活動に深く感銘を受けるとともに、学校現場におけるSSWの必要性を感じた。この基調講演で、山下は、確固たる資格要件がな

いままにスタートしたSSWr活用事業であるがゆえに、SSWr間でのSSWの価値や倫理、役割と機能の理解を優先的課題としてあげるとともに、資格制度や専門性の確立、時間給や日給制の非正規雇用という状況の改善などを提起している。しかし、このように多くの課題を抱えてはいるもののSSWrの存在意義は大きい。学校現場における不登校、いじめ、学級崩壊、モンスターペアレンツなどの問題に対しては、環境調整型解決が求められており、そのことは、ソーシャルワーク機能そのものであると述べている。さらに、子どもの問題解決を通してのソーシャルワーク実践により、従来のように、ネットワークが自然に形成されにくくなったこの時代のコミュニティ再生につながる可能性もあると述べている。

筆者は、2009年1月に開催された山口県社会福祉士会の研修会において岩金と出会い、SSWrの存在を知った。今回多忙な中、時間を割いて快くインタビューに応じていただけたことで、彼のSSWrとしての熱い思いを知るとともに、山口県のSSW事業の状況についても知ることができた。ご協力に深く感謝するとともに、引き続き、岩金のSSWrとしての活動を追いながら、今後、SSW事業が学校現場に確実に定着し、より充実したものになるよう微力ではあるが関わっていきたいと考えている。

注

- 1)「SSWr活用事業」の実施により、SSWが広く一般に周知されることとなったが、文部科学省は、2009年度、この「SSWr活用事業」を「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」へと名称変更するとともに国庫補助率を1/3とした。いくつかの自治体は先進的にSSW事業に取り組んでいるものの、全国的に見れば、SSW事業は、まだ始まったばかりであり、国庫補助の減額により、SSW事業を縮小する自治体も現れている。
- 2) 文部科学省の『問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』によると、岩金が美術科教員

- として勤務していた1990年代半ばは、中学校における暴力行為発生件数が、一貫して増加傾向にあった。
- 3) この成年後見人養成研修の対象者は、日本社会福祉士会に入会後2年以上経過した者等となっており、1年間の通信教育によるレポート提出やスクーリングにより所定の単位を修得した者のうち、成年後見人等を受任可能な者の名簿を「成年後見人等候補者」として各地の家庭裁判所に提出している。
- 4) 2009年5月1日現在、山口県には、小学校 350、中学校180、高等学校90、中等教育学校1、 特別支援学校15がある。(国公立・私立、分校 を含む。)
- 5) 山口県は、2009年度もSSWr1人体制での SSWr活用事業を継続している。
- 6) ロンドン北部のハリンゲイ区にある公立フエルパーク小学校における「朝食クラブ」と呼ばれる取り組みで、親の事情で朝食がとれない子どもに、食事室で、シリアル、フルーツ、トースト、ジュースなどを提供している。(「欧州の安心子どもを守る」朝日新聞2009年8月6日)
- 7)日本社会福祉学会中国・四国部会2009年度第41回大会『スクールソーシャルワークの真価を問う』における基調講演「日本におけるスクールソーシャルワークの展望」の中で述べたものである。
- 8) 全国34都道府県・自治体の2008年度のSSWr 活用事業に関して、導入の経緯、配置状況、運 営状況、事業成果及び今後の課題等が報告され ている。
- 9) 前掲7)
- 10) 生活保護の実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものである。

参考文献

- 沖田佳代子2002「介護サービス計画の決定作成における倫理的ディレンマーケアマネジャーに対する訪問面接調査から一」『社会福祉学』 Vol.43-1、日本社会福祉学会
- 門田光司2009「福岡県の取り組み状況」、『2008年 度スクールソーシャルワーカー活用事業―現状 と課題―学校ソーシャルワーク研究特集号』、 日本学校ソーシャルワーク協会
- 金澤ますみ2007「わが国のスクールソーシャルワークにおける課題―「学校」と「ソーシャルワーク」「カウンセリング」の関係史から―」『社会福祉学』 Vol.48-3、日本社会福祉学会
- 西野緑2009「配置校型スクールソーシャルワーカーの有効性と課題~虐待的養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーカーの援助プロセスを通して~」『学校ソーシャルワーク研究』第4号、日本学校ソーシャルワーク協会
- 原田正文2006「他職種からみたスクールソーシャルワーカー―精神科医の立場から―」『ソーシャルワーク研究』 Vol.32、No.2、相川書房
- 半羽利美佳2006「アメリカにおけるスクールソーシャルワークの現状と課題— "host setting "での実践を通して—」、『ソーシャルワーク研究』 Vol.32、No.2、相川書房
- 山下英三郎、内田宏明、半羽利美佳編2008『スクールソーシャルワーク論』、学苑社
- 山下英三郎2006「スクールソーシャルワーク一実 践と理論との距離をいかに埋め合わせるか一」 『ソーシャルワーク研究』Vol.32、No.2、相川書 房

Consideration on Speciality for the School Social Work

Mitsunori UCHIDA

The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology began the school social work activity in April 2008. This thesis is the one in Yamaguchi Prefecture as the school social worker based on the interview to an active social welfare worker. The problem concerning some School social work make clear by this interview.

The first problem is a specialty of school social work. Basic posture in the Japan school social work society become basic about this specialty.

The second problem is working form. There is a fault that the school social worker can't promptly answer the hope of the school for the dispatch type. The school social worker can find the problem early, and correspond early for the arrangement type. However, the dilemma that the school social worker dosn't occasionally set it up on student's side because it becomes under principal's command supervisor will be held.

The third problem is a qualification requirement and a personal development. It is preferable that the school social worker has both the social welfare worker and the teacher's license. And is experiencing the site of welfare and the education. However, such talent is a little. Therefore the school social worker should attempt the improvement of the nature by training.

The school social work activity is not far advanced, the direction will be decided to these problems by the practice in the future.

I want to deepen the research on school social work by running after the school social worker's practice.